

障がい者虐待防止研修

障害者虐待防止法(2012年10月施行)
施設従事者等による障がい者虐待を中心に

作成：乙訓障がい者虐待防止センター

障害者虐待防止法は 誰に対しての虐待に関する法律か

障害者基本法に規定されている

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）

その他の心身の機能の障害があるものであって、

障害及び社会的障壁により

継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

障害者虐待防止法における 虐待

・ 養護者による虐待

⇒本人を現に養護している人。家族や親族、同居人など。

※18歳未満の障がい児に対する虐待は児童虐待防止法を適用

・ 障害者福祉施設従事者等による虐待

⇒スライド4に記載のある事業に係る業務に従事する者

・ 使用者による虐待

⇒障がい者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

「障害者福祉施設」又は

「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・のぞみの園 	
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービス事業 ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センター経営する事業 ・福祉ホームを経営する事業 ・障害児相談支援事業 ・障害児通所支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・同行援護 ・療養介護 ・短期入所 ・重度障害者等包括支援 ・自立訓練 ・就労継続支援 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・生活介護 ・就労移行支援 ・共同生活援助 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・医療型児童発達支援

通報義務

虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報しなければなら
ない。

- ・ 気になることがあれば、通報や相談を。
- ・ “かもしれない”、間違っていないかまわない。
- ・ 虐待を受けている人や虐待をした人の自覚は問わない。
- ・ 通報者の秘密は守られる。
- ・ 匿名の通報も可能
- ・ 当事者やそれを知った事業所（職員）だけで抱え込まない。

通報先：市町村の障がい者福祉担当課、障がい者虐待防止センター

乙訓障がい者虐待防止センター
通報専用番号：075-959-9085

身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、
もしくは生じるおそれのある暴行を加えること、
正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること

(例) 殴る、蹴る、つねる等の暴力的行為

無理やり食べ物や飲み物を口に入れるなどの乱暴な行為

部屋に閉じ込めたり、車いすなどに手足を固定するなどの正当な理由のない身体拘束

身体拘束について

緊急やむを得ない場合を除き

身体拘束等を行ってはならない。

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等）

やむを得ず身体拘束を行う場合に記録しなければいけない内容

1. その様態及び時間
2. その際の利用者の心身の状況
3. 緊急やむを得ない理由
4. その他必要な事項

緊急やむを得ない場合に消極的に容認される3要件

- ①切迫性（本人や他利用者の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高い）
- ②非代替性（身体拘束や行動制限を行う以外に手段はない）
- ③一時性（（身体拘束や行動制限が一時的である）

①～③がすべてそろっていて組織の決定、個別支援計画への記載と本人と家族の同意、記録をしておくことなどが条件

ネグレクト（放任、放置）

障がい者を衰弱させるような
著しい減食または長時間の放置
障がい者に虐待が行われているのに、
放置するなど障がい者擁護を著しく怠ること

（例） 食事を食べさせない、入浴させない

必要な医療やサービスを受けさせない

養護者や他の職員、他利用者からの暴言暴力等を知りながら適切な対応を取らない

心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言
障がい者に対する著しく拒絶的な対応

(例) 怒鳴る、侮辱する言葉を使う

話しかけても無視する

不当な差別的言動

性的虐待

障がい者にいせつな行為をすること
障がい者にいせつな行為をさせること

(例) 性的な暴力や行為の強要

いせつな言葉を発する

扉やカーテンを開けたままの入浴やトイレの介助

経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分するなど、
障がい者から不当に財産上の利益を得ること

(例) 日常的に必要な金銭を渡さない

本人のものを勝手に処分すること

本人の金銭の使い道を理由なく制限すること

虐待防止のためにできること

- ・ 研修やミーティングで意識を高める
- ・ ケース検討
- ・ 朝礼や終礼、日誌等での情報共有
- ・ それぞれの職員の業務負担と話し合いの機会作り
- ・ ストレスケア
- ・ 倫理要綱や枠組み作り
- ・ 外部の力を使う

組織の体制強化

- ・ 虐待防止の責任者の設置
- ・ 虐待防止委員会の設置
- ・ 虐待防止チェックリストの活用
- ・ 行動指針、虐待防止マニュアル、通報手順の確認
- ・ 事故、ヒヤリハット、苦情の共有と役割の明確化
- ・ 日頃の支援体制

虐待防止委員会

- 虐待防止等のための責任者の設置
- 虐待防止のための対策を検討する委員会を
年に1回以上開催
- 委員会での検討結果を従業者に周知徹底
- 研修を年に1回以上実施

【主な役割】

研修計画の策定

虐待防止チェックリストの実施、集計、分析

虐待防止の計画作成とチェック、モニタリング（検証と再発防止策の検討）

職員のストレスマネジメント

苦情受付体制の整備

事故やヒヤリハット対応の報告や分析

倫理要綱等の浸透の取り組み 等

今後も、障がい者虐待防止へのご協力をよろしくお願いいたします。

【参考資料】

厚生労働省 障害者虐待防止法 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/index.html

「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き(令和 4 年 4 月)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000944498.pdf>

「障害者福祉施設、障がい福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000067506.pdf>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 「障害者虐待防止の研修のためのガイドブック」

<https://shakyo.or.jp/tsuite/jigyo/research/2021/220201guide/index.html>

大阪府 福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課 「障がい者虐待について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1640/00410697/gyakutai.pdf>